

証券コード 2917  
2022年12月2日

## 株主各位

大阪市此花区西九条1丁目1番60号

株式会社 **大森屋**

代表取締役社長 稲野達郎

### 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご来場を見合わせていただくこともご検討下さい。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月19日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付下さいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年12月20日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 大阪市福島区福島5丁目6番16号  
ホテル阪神 10階 クリスタルルーム

#### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第69期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）事業報告および連結計算書類  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第69期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役1名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以上

⑤当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ohmoriya.com/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ohmoriya.com/ir/>) に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染症への対応とお願いについて

- ・当社役員および運営スタッフは、マスクを着用して応対をさせていただきます。また、株主様におかれましても健康状態に十分ご留意いただき、会場内ではマスクのご着用をお願い申しあげます。
- ・ご来場時には、アルコール消毒液のご使用等にご協力ををお願い申しあげます。また、会場受付の前に、検温のご協力ををお願い申しあげます。体温が37.5°C以上である場合や体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りすることがございますので、予めご了承下さい。
- ・株主総会の開催中において、体調不良と見受けられる方には運営スタッフがお声がけさせていただき、ご退場をお願いする場合がございます。

※開催当日までの感染状況の変化等により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。[\(http://www.ohmoriya.com/\)](http://www.ohmoriya.com/)

## (添付書類)

# 事 業 報 告

(自 2021年10月1日)  
(至 2022年9月30日)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスによる行動制限の緩和に伴い緩やかな回復傾向は見られるものの、新型コロナウイルスの感染拡大の第7波が到来するなど不安定な状況が続いており、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による物価の高騰などの不安感から個人消費が停滞するなど厳しい状況となりました。企業活動や経済活動においても急激な円安の影響により依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、巣ごもり消費による内食化も落ち着いてきており、エネルギー価格および物流費の高騰や、相次ぐ値上げで消費者の節約志向もさらに強まりました。

当社グループを取り巻く市場環境といたしましては、主要原材料である原料海苔は、今収穫量は昨年より少なく、平均仕入価格は前年よりも高値となりました。

このような状況のもと、当社では従業員の健康維持のため、新型コロナウイルス感染リスクの抑制に取り組み、安全・安心な製品の安定供給に努めております。一方で原材料費、物流費、人件費をはじめとするコスト増に対応するべく効率的な生産活動に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は14,165百万円となりました。利益面におきましては、営業利益は550百万円(前年同期は470百万円)、経常利益は582百万円(前年同期は484百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は旧本社跡地売却による固定資産売却益(特別利益)あったことにより、681百万円(前年同期は331百万円)となりました。

当社グループにおける報告セグメントは「食品製造販売事業」のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、売上高を品目別に分類しますと、家庭用海苔につきましては、「バリバリ職人シリーズ」が好調に推移したことにより、売上高は5,878百万円となりました。進物品につきましては、冠婚葬祭向けの需要が減少し、売上高は552百万円と不振が続いております。ふりかけ等につきましては、「バリバリわかめシリーズ」が寄与したものの既存品は苦戦を強いられ、売上高は2,216百万円となりました。業務用海苔につきましては、コンビニエンスストア等の販売回復により、売上高は5,355百万円となりました。その他につきましては、売上高は162百万円となりました。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループ（当社及び子会社）が判断したものであります。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことに伴い、従来、「販売費及び一般管理費」として処理していた販売促進費等の顧客に支払われる対価を売上高から減額する方法に変更しております。その結果、当連結会計年度における売上高は従来の方法と比較して、3,590百万円減少しております。このため、売上高については前年同期比を記載しておりません。

## 2. 今後の見通しと対処すべき課題

当社グループは、創業以来、生活の根幹となる食の分野において、皆様に愛される製品づくりに努めてまいりました。「消費者的視点に立った経営」を企業理念として、時代が求める優れた製品づくりを目指しております。日本の食文化の素晴らしさを尊び、その新しい価値の創造を提案の柱とすることを基本方針としております。

また、社是でもある「社会的存在価値ある企業」として当社グループが社会に貢献するためには、S D G sへの取り組みも重要なテーマと考えております。当社グループは事業活動を通じて、「大森屋にできることから始める」をコンセプトと位置づけし、社会貢献・環境・働きがいを中心とした取り組みを行っております。この取り組みを通じて「つくるひとが楽しい、食べるひとがうれしい」社会が実現し継続しつづけられるように貢献してまいります。

当社グループを取り巻く市場環境は、消費者の生活防衛意識の高まりから、依然として節約志向、低価格志向が続いております。また、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大による先行き不透明感が高まっており、大変厳しい環境が続くものと想定されます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、引き続き新型コロナウイルス感染リスクの抑制に取り組み、安全・安心な商品の安定供給に努めるとともに、生産活動の効率化やコスト削減を強力に推し進め、新製品の開発に注力し、売上目標・利益目標の達成と経営効率の向上に向けての努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

### 3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度は、製品の品質向上と製造能力向上を目的とした生産設備の更新など、総額59百万円の投資を実施しました。所要資金は自己資金をもって充当いたしました。

### 4. 事業の譲渡・譲受け、吸収分割または新設分割等の状況

該当事項はありません。

### 5. 財産および損益の状況の推移

#### ①企業集団

区分	第66期 (2019年9月期)	第67期 (2020年9月期)	第68期 (2021年9月期)	第69期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売上高(百万円)	18,470	18,060	17,904	14,165
経常利益(百万円)	370	351	484	582
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	232	183	331	681
1株当たり当期純利益(円)	45.79	36.24	65.63	135.35
総資産(百万円)	12,907	13,081	13,927	14,778
純資産(百万円)	10,343	10,461	10,693	11,278
1株当たり純資産額(円)	2,039.49	2,062.83	2,125.18	2,241.51

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、錢未満を四捨五入して表示しております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

2. 第69期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第69期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

#### ②当社

区分	第66期 (2019年9月期)	第67期 (2020年9月期)	第68期 (2021年9月期)	第69期 (当事業年度) (2022年9月期)
売上高(百万円)	18,396	17,963	17,801	14,018
経常利益(百万円)	373	351	482	576
当期純利益(百万円)	234	182	329	675
1株当たり当期純利益(円)	46.31	36.04	65.14	134.18
総資産(百万円)	12,861	13,039	13,863	14,717
純資産(百万円)	10,350	10,466	10,728	11,301
1株当たり純資産額(円)	2,040.88	2,063.67	2,132.17	2,246.08

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、錢未満を四捨五入して表示しております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

2. 第69期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第69期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## 6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	事 業 内 容
大森屋（上海）貿易有限公司	6,300千人民元	100 %	食品および食品関連商材の貿易・販売等

## 7. 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

- (1) 食品製造販売事業 家庭用海苔、進物品、ふりかけ等、業務用海苔製品
- (2) 不動産賃貸事業 不動産の賃貸

## 8. 主要な営業所および工場（2022年9月30日現在）

### ①当社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 大 阪 支 店	大阪市此花区西九条1丁目1番60号
東 京 支 店	東京都練馬区高野台2丁目27番17号
福 岡 工 場	福岡県柳川市大和町豊原111
広 川 工 場	福岡県八女郡広川町大字日吉548番16
関西作業所・関西物流センター	兵庫県西宮市山口町阪神流通センター1丁目93号

### ②子会社

子 会 社 名	所 在 地
大森屋（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海市

## 9. 従業員の状況（2022年9月30日現在）

会 社 名	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
株式会社大森屋	137名	+6名	45.4才	16.5年
大森屋（上海）貿易有限公司	4	+1	45.9	6.2
合 計 ま た は 平 均	141	+7	45.5	16.2

(注) 従業員は上記のほか、最近1年間において月平均203名の臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託）を雇用しております。

## 10. 主要な借入先（2022年9月30日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	84,700
株式会社三井住友銀行	350,005

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## II. 会社の現況に関する事項（2022年9月30日現在）

### 1. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 11,561,360株
- (2) 発行済株式の総数 5,098,096株
- (3) 株主数 2,160名 (前期末比5名減少)
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大森屋共栄持株会	千株	%
稻野達郎	447	8.89
稻野貴之	309	6.15
稻野節子	286	5.70
稻野恵子	208	4.14
大森屋社員持株会	178	3.55
株式会社三菱UFJ銀行	140	2.80
株式会社三井住友銀行	140	2.78
岡本雅美	140	2.78
稻野智久	86	1.71
	80	1.60

(注) 持株比率は、自己株式(66,364株)を控除して計算しております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当 お よび 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	稻 野 達 郎	大森屋(上海)貿易有限公司 董事長
代 表 取 締 役 副 社 長	稻 野 貴 之	製造本部長
常 務 取 締 役	大 當 敏 仁	営業本部長
取 締 役	寺 川 正 敏	営業本部副本部長東日本統括
取 締 役	河 田 信 光	管理本部長兼経務部長
取 締 役	叶 裕 一	叶法律事務所 弁護士
取 締 役	岡 井 紀 代 香	武庫川女子大学 教授
常 勤 監 査 役	中 田 勝	
監 査 役	叶 智 加 羅	叶法律事務所 代表 松本油脂製葉株式会社 社外監査役
監 査 役	北 村 英 嗣	北村会計事務所 代表
監 査 役	鳥 越 史 朗	

- (注) 1. 取締役叶裕一氏および岡井紀代香氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出しております。
2. 監査役北村英嗣氏および鳥越史朗氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出しております。
3. 監査役北村英嗣氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

#### ①就任

2021年12月21日開催の第68期定時株主総会において、河田信光氏が取締役に、中田勝氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

#### ②退任

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当 お よび 重 要 な 兼 職 の 状 況
中 田 勝	2021 年 12 月 21 日	任期満了	取締役管理本部長
別 所 厚	2021 年 12 月 21 日	辞 任	監査役

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などが填補されます。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

##### ② 当期における主な活動状況

役 職	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	叶 裕一	12回中12回	—	主に弁護士としての法的な専門知識を活かし適宜発言をし、疑問点は的確に呈しております。
取締役	岡 井 紀代香	12回中10回	—	食物分野における研究者としての経験や意見を活かし適宜発言をし、意見を述べております。
監査役	北 村 英 嗣	12回中12回	12回中12回	主に税理士として税務に精通した専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。
監査役	鳥 越 史 朗	12回中12回	12回中12回	上場企業での監査役および証券業界における豊富な経験と見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

(注)叶裕一氏は、監査役 叶智加羅氏の三親等以内の親族であります。

#### (6) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

##### ① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第40回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております(使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。

監査役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第40回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる方針決定の内容は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、役位別、在任年数等を基礎として算定された額を固定報酬として毎月一定の時期に現金支給される基本報酬、および業績を基礎として算定する業績連動報酬である賞与による構成となっており、株主総会にて決議された報酬限度額内において、世間水準および従業員給与を考慮し、取締役会の決議により決定しております。また、業績連動報酬である賞与は、収益力を表す経常利益等の業績指標を反映した報酬とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算定された額を取締役会の決議により決定しております。指標の1つである連結経常利益は、目標510百万円に対して実績582百万円でした。

監査役の報酬においても、基本報酬および賞与で構成されており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長稻野達郎氏および代表取締役副社長製造本部長稻野貴之氏に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の役員賞与の額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	94,281	76,497	17,784	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	13,337	11,225	2,112	—	3
社外取締役	6,192	5,160	1,032	—	2
社外監査役	6,192	5,160	1,032	—	2

### 3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

16,000千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、計画と実績との対比、会計監査人の職務執行状況、監査計画における監査時間・配置計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行つております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

### III. 会社の体制および方針

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、諸規程の周知徹底を図るとともに、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程を遵守する。
- ② 全役職員に当社の企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするため、経営理念（「消費者的視点にたった経営」）、業務指針を制定し周知徹底する。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスマニュアル（企業行動規範）を制定し、全役職員に配布する。当委員会は定例的に会合を開催し、コンプライアンス状況の問題点を把握し、その徹底・推進を図る。
- ④ 業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織である監査室が定期的に実施する。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づき、定められた期間、厳正に保存および管理する。
- ② 取締役または監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
- ③ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、当然に速やかに開示する。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および子会社の経営上のリスクの分析および対策の検討は、社長を議長とする経営会議において行う。
- ② 品質、安全、生産、情報管理等に関する事項は諸規程に定め、コンプライアンスに関する事項はコンプライアンス委員会によりマニュアルに定め、リスク発生の予防と最小化を図る。
- ③ 監査室は、リスク管理に関する事項もチェック項目とし、定例的に点検する。
- ④ 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失拡大の防止とその早期解決に集中する。また、再発防止策の実施も図る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会および経営会議を毎月定例開催し、業務執行に関する重要事項の決定および取締役の職務の執行状況の監督等を行う。
  - ② 環境の変化に対応するため、取締役会および経営会議は定例開催の他、必要に応じて隨時開催する。
  - ③ 経営会議の下部組織として、取締役を含む管理者会議を定例開催し、経営方針の確認、業績の確認、問題点の把握、対策検討等を実施することにより、あらゆる面の全社的な情報共有化を図る。
  - ④ 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定め、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社経営会議に付議のうえ決定するものとする。
  - ② 子会社は経営状況を明らかにするため、進捗状況等を当社経営会議で報告するものとする。
  - ③ 子会社のリスク予防・管理、その他の業務運営を監査するため、監査室が定期的に監査するものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項と当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用者を置くものとする。その当該使用者は監査役の指揮命令下におくものとし、取締役からの命令は受けないものとする。
  - ② 当該使用者の任命および異動等に関しては、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。
  - ② 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
  - ③ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事項および法令、定款違反や不法行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - ④ 当社および子会社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役および使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払または支出した費用等の請求をすることができ、当社は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、いつでも取締役および使用人に対して事業状況の報告を求め、業務および財産状況の調査をすることができる。
- ② 監査室は、内部監査の状況報告を監査役に対しても定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図る。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げるとともに、本方針を全役職員に周知徹底する。
- ② 反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ③ 大阪府企業防衛連合協議会に入会し、加盟企業間での情報の交換・収集、セミナーへの参加等を行い、日頃から対応体制を整備する。
- ④ 反社会的勢力に関する情報は、総務部に集約し一元管理する。
- ⑤ 万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて警察や弁護士等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

## 2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役は各分掌に従事し、担当する部署の内部統制を整備し、各員に対して諸規程の周知徹底を行っています。コンプライアンス委員会は月1回のペースで開催し、コンプライアンス状況について問題点を洗い出し、その改善を図っております。

内部監査につきましては、社長直轄の組織として監査室を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかどうかをチェックし、被監査部門に対し、改善に向けた指摘・指導を行っております。監査室は監査役に対して内部監査の状況報告を定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図っております。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役、従業員からの報告聴取、重要な決裁書類の閲覧を行っております。また、会計監査人との間で、最低年2回の頻度で、監督方針、監査実施状況等について報告・説明会を実施し、監査の有効性、効率性を高めております。

## 3. 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針については、重要な事項と認識し継続的な検討を行っておりますが、現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等を鑑みて、現時点では具体的な防衛策は導入いたしておりません。

## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	2,716,943
現金及び預金	11,652,023	支払手形及び買掛金	877,578
受取手形及び売掛金	3,182,760	短期借入金	109,263
棚卸資産	2,912,430	未 払 金	475,938
その他の	5,471,240	返 金 負 債	707,598
その他	85,591	未 払 法 人 税 等	252,500
固定資産	3,126,010	賞 与 引 当 金	108,900
有形固定資産	2,518,355	そ の 他	185,165
建物及び構築物	1,337,094	固 定 負 債	782,394
機械装置及び運搬具	459,231	長 期 借 入 金	325,442
土地	696,871	長 期 未 払 金	40,408
建設仮勘定	3,850	退職給付に係る負債	416,543
その他の	21,307	負 債 合 計	3,499,337
無形固定資産	33,757	(純資産の部)	
投資その他の資産	573,897	株 主 資 本	11,207,685
投資有価証券	403,732	資 本 金	814,340
繰延税金資産	136,583	資 本 剰 余 金	1,043,871
その他の	36,082	利 益 剰 余 金	9,406,599
貸倒引当金	△2,500	自 己 株 式	△57,125
		その他の包括利益累計額	71,010
		その他有価証券評価差額金	118,850
		為替換算調整勘定	4,427
		退職給付に係る調整累計額	△52,267
資 产 合 计	14,778,033	純 資 产 合 計	11,278,695
負 債 及 び 純 資 产 合 計			14,778,033

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2021年10月1日)  
(至 2022年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,165,118
売 上 原 価	11,548,422
売 上 総 利 益	2,616,696
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,065,925
営 業 利 益	550,770
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	94
受 取 配 当 金	7,280
為 替 差 益	20,780
そ の 他	5,584
営 業 外 費 用	33,740
支 払 利 息	1,489
そ の 他	395
経 常 利 益	582,625
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	417,231
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	168
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	999,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	327,413
法 人 税 等 調 整 額	△8,772
当 期 純 利 益	318,640
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	681,047
	681,047

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)  
(至 2022年9月30日)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	814,340	1,043,871	8,801,027	△57,125	10,602,113
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△75,475		△75,475
親会社株主に帰属する当期純利益			681,047		681,047
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	605,571	—	605,571
当 期 末 残 高	814,340	1,043,871	9,406,599	△57,125	11,207,685

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	145,357	7,257	△61,405	91,209	10,693,323
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△75,475
親会社株主に帰属する当期純利益					681,047
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△26,507	△2,829	9,137	△20,199	△20,199
当 期 変 動 額 合 計	△26,507	△2,829	9,137	△20,199	585,372
当 期 末 残 高	118,850	4,427	△52,267	71,010	11,278,695

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,615,435	流動負債	2,708,595
現金及び預金	3,163,615	支 払 手 形	104,085
受取手形	3,416	電 子 記 録 債 務	247,241
売掛金	2,897,679	買 掛 金	518,389
製品	703,796	1年内返済予定の長期借入金	109,263
仕掛品	264,108	未 払 金	476,358
原材料及び貯蔵品	4,500,466	返 金 負 債	707,598
前払費用	175	未 払 法 人 税 等	252,500
未収入金	52,139	未 扞 消 費 税 等	82,160
その他の	30,037	未 扞 費 用	16,629
		預 り 金	6,486
		賞 与 引 当 金	108,900
		そ の 他	78,983
固定資産	3,101,935	固 定 负 債	707,080
有形固定資産	2,518,355	長 期 借 入 金	325,442
建物	1,300,596	長 期 未 払 金	40,408
構築物	36,497	退職給付引当金	341,230
機械装置	453,117	負 債 合 計	3,415,675
車両運搬工具	6,114	(純資産の部)	
工具器具備品	21,307	株 主 資 本	11,182,845
土地	696,871	資 本 金	814,340
建設仮勘定	3,850	資 本 剰 余 金	1,043,871
無形固定資産	33,757	資 本 準 備 金	1,043,871
電話加入権	1,675	利 益 剰 余 金	9,381,759
ソフトウエア	31,281	利 益 準 備 金	93,500
その他の	800	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,288,259
投資その他の資産	549,823	別 途 積 立 金	7,080,000
投資有価証券	403,732	繰 越 利 益 剰 余 金	2,208,259
出資金	14,744	自 己 株 式	△57,125
関係会社出資金	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	118,850
関係会社長期貸付金	45,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	118,850
繰延税金資産	113,300	純 資 产 合 計	11,301,695
会員証金	10,200	負 債 及 び 純 資 产 合 計	14,717,371
保証金	9,628		
その他の	1,932		
貸倒引当金	△48,714		
資 产 合 计	14,717,371		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2021年10月1日)  
(至 2022年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,018,376
売 上 原 価	11,446,183
売 上 総 利 益	2,572,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,018,097
營 業 利 益	554,095
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	232
受 取 配 当 金	7,280
為 替 差 益	12,428
雇 用 助 成 金 受 入	1,151
そ の 他	4,360
營 業 外 費 用	25,453
支 払 利 息	1,489
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,214
そ の 他	252
經 常 利 益	2,956
特 別 利 益	576,592
固 定 資 産 売 却 益	417,231
特 別 損 失	417,231
固 定 資 産 除 却 損	168
税 引 前 当 期 純 利 益	168
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	993,655
法 人 税 等 調 整 額	327,413
当 期 純 利 益	△8,912
	318,500
	675,155

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)  
(至 2022年9月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剩余金	利益剰余金			利益準備金	その他利益剰余金				
	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	1,608,579	△57,125	10,583,166			
当期変動額										
剰余金の配当						△75,475		△75,475		
当期純利益						675,155		675,155		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								—		
当期変動額合計	—	—	—	—	599,679	—	599,679			
当期末残高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	2,208,259	△57,125	11,182,845			

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	145,357	10,728,523
当期変動額		
剰余金の配当		△75,475
当期純利益		675,155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△26,507	△26,507
当期変動額合計	△26,507	573,172
当期末残高	118,850	11,301,695

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社 大森屋

取締役会 御中

### ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 加藤功士  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松本勝幸  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大森屋の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大森屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別には集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社 大森屋

取締役会 御中

### ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 加藤功士

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 松本勝幸

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大森屋の2021年10月1日から2022年9月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

株式会社 大森屋 監査役会

常勤監査役 中田 勝 ㊞  
監査役 叶 智加羅 ㊞  
社外監査役 北村 英嗣 ㊞  
社外監査役 鳥越 史朗 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、安定配当が継続してできるよう企業体質の強化と、将来の事業展開に備えて内部留保に努めることを基本方針としております。

当期末の配当につきましては、株主様への利益還元および当期の業績を勘案した結果、本社新社屋完成記念を加味いたしまして、1株当たり5円を加えた20円とさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金20円

総額 100,634,640円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月21日

## **第2号議案 定款一部変更の件**

### **1. 提案の理由**

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>1 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役寺川正敏氏は辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
ひおきじゅんじ 日置純司 (1965年3月2日生)  新任	1987年3月 当社入社 2017年10月 当社近畿ブロック長兼大阪支店長 2018年10月 当社執行役員営業本部副本部長西日本統括兼近畿ブロッ ク長兼大阪支店長 2020年10月 当社執行役員営業本部副本部長西日本統括兼大阪支 店長（現）	0株

#### 【取締役候補者とした理由】

日置純司氏は、長年にわたり営業部門に携わり、2018年に執行役員に就任以来、営業本部副本部長を務め、営業部門を牽引してきました。同氏については、その豊富な経験と実績、見識から、当社の取締役としてふさわしい人物であると判断し、新たに取締役候補者としました。

- (注) 1. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の取締役が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鳥越史朗氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
の ぐち ひ とし 野 口 均 (1961年6月23日生)  新 任 社 外 独 立	2000年3月 税理士登録（近畿税理士会所属） 2000年3月 野口均税理士事務所代表（現）  (重要な兼職の状況) 株式会社ライジングコーポレーション 監査役	0株

#### 【社外監査役候補者とした理由】

野口均氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士としての豊富な業務経験と財務・会計等に関する知見を当社経営の監査に反映していただくため、監査役候補者といたしました。

(注) 1. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は新任の社外監査役候補者であります。

(1) 同氏の選任が承認された場合、同氏との間に、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。

(2) 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(3) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の監査役が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図



会 場 大阪市福島区福島 5 丁目 6 番 16 号

ホテル阪神 10階 クリスタルルーム

電話 (06) 6344-1661 (代表)

交通機関 JR西日本大阪環状線 福島駅 徒歩 1 分

JR 西日本東西線 新福島駅 徒歩 3 分

阪神電鉄本線 福島駅 徒歩 3 分

※なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、  
あしからずご了承下さい。

